

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月28日

【発行者名】 トップリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 佐原 純一

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目3番7号

【事務連絡者氏名】 トップリート・アセットマネジメント株式会社
取締役財務部長 明 石 充

【連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目3番7号

【電話番号】 03-3243-2181

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

トップリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人の異動が、本投資法人役員会により以下のとおり決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第117条第2号、第3号及び第6号に規定する一般事務（投資主名簿等管理人に関する事務及び特別口座に関する事務。ただし、新投資口予約権に関する事務及び投資法人債に関する事務を除きます。）に関し、以下のとおり一般事務受託者を三井住友信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更することを決定しました。なお、三井住友信託銀行株式会社が一般事務受託者（投信法第117条第4号、第5号及び第6号）として一般事務委託契約に基づき行う事務内容及び資産保管会社（投信法第208条関係）として資産保管委託契約に基づき行う事務内容に変更はありません。

(1) 異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

① 名称

一般事務受託者となることが決定された法人の名称
三菱UFJ信託銀行株式会社

② 資本金の額

324,279百万円（平成28年3月31日現在）

③ 関係業務の概要

（イ）投資主名簿等に関する事務

（ロ）投資証券の発行に関する事務

（ハ）分配金の計算及び支払に関する事務

（ニ）投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務

（（イ）乃至（ハ）の業務に関するものに限ります。）

(2) 異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

本投資法人は、野村不動産マスターファンド投資法人（以下「NMF」といいます。）との間で平成28年5月26日付で締結した合併契約（なお、本投資法人とNMFは、平成28年6月23日付で合併契約変更契約を締結しています。）について、その効力発生日以後、速やかに本投資法人の業務をNMFに承継するため、投資主名簿等管理人に関する事務及び特別口座の管理に関する事務について、三菱UFJ信託銀行株式会社に委託することとしました。

② 異動の年月日

平成28年7月29日